

平成21年第349回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月26日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 1号 西白河地方衛生処理一部事務組會議員の選挙について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))
- 日程第12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第12号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第16 議案第37号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君								
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君					
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	小	林	伸	幸	君					
町	民	生	活	課	長	円	谷	一	雄	君	保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君	
産	業	振	興	課	長																	
兼	農	業	委	員	会	須	藤	源	太	君	都	市	建	設	課	長	藤	田		豊	君	
事	務	局	長																			
上	下	水	道	課	長	堀		勇	次	君	会	計	管	理	者	兼	小	針		茂	君	
											出	納	室	長								
教	育	次	長	兼	坂	路	寿	紀	君	生	涯	学	習	課	長	水	戸	光	男	君		
学	校	教	育	課	長																	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 内 藤 正 昭

主 幹 兼
局 長 補 佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第349回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る4月1日の人事異動により新たに管理職となりました円谷一雄町民生活課長を紹介いたします。

続いて、深谷昌利保健福祉課長を紹介いたします。

ご両名の新たに管理職につかれました方々には、それぞれの職責に励まれますようお願いいたします。

次に、今年度最初の議会でありますので、再確認をいたします。議場及び各委員会では、携帯電話の電源を切るか、またマナーモードの対応をお願いします。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1 番 青 山 英 樹 君

2 番 竹 元 孝 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。では報告させていただきます。

本日、第349回町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて協議いたしました結果、会期を本日5月26日の1日間とし、日程第3で選挙第1号 西白河地方衛生処理一部事務組合議員の選挙を行い、議案審議につきましては、専決処分の承認12件、条例改正4件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は、本日5月26日の1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よつて、会期は本日5月26日の1日間と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

◎選挙第1号 西白河地方衛生処理一部事務組合議員の選挙

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより選挙第1号 西白河地方衛生処理一部事務組合議員の選挙を行います。

事務局長に選挙第1号を朗読させます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 8番、角田君。

○8番（角田秀明君） 今、日程の選挙第1号とあるんですけども、もし候補者が擁立しないのだったら私は満場一致で推薦してやったほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。お諮りください。

○議長（柏村 栄君） 今、8番、角田議員のほうからありましたんですけども、指名推選に決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは議長から推選してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは議長から推選したいと思ひます。

副議長の栗崎千代松君を推選したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは全会一致で決まりましたので、栗崎千代松議員を西白河地方衛生処理一部事務組合議員と決定いたしました。

それでは、ただいま当選されました栗崎千代松君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によつて当選の告知をいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。今回の一連の補正予算につきましては、第348回定例会最終日にご理解を求め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月26日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

専決第2号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,472万2,000円を減額し、総額を60億6,184万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税715万9,000円、地方交付税4,927万3,000円、寄附金7万4,000円及び繰入金4,196万6,000円などをそれぞれ増額し、県支出金1,423万8,000円、財産収入7,795万円、町債460万円などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が財政調整基金原資積立及び公共用地取得基金原資積立金の増などにより、9,152万2,000円の増額、民生費が国民健康保険特別会計の繰出金などの減により9,291万5,000円の減額、衛生費が後期高齢者広域連合事業の減などにより615万6,000円の減額、土木費が公共下水道事業特別会計への繰出金、総合運動公園用地取得償還金の減などにより1,122万6,000円の減額、教育費が矢吹中学校整備基金原資積立金の増などにより915万6,000円の増額となるものであります。

繰越明許費の補正の内容につきましては、定額給付金給付事業を14万5,000円減額し、総額2億9,297万4,000円とするものであります。地方債補正の内容につきましては、起債充当事業費の確定に伴い、ふるさと農道緊急整備事業債130万円、臨時地方道整備事業債320万円及び農業施設災害復旧事業債10万円を減額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）、専決第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第2号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,937万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億6,498万7,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容としましては、国民健康保険税816万1,000円、療養給付費交付金647万2,000円、繰入金1億3,500万円を減額し、国庫支出金2,311万5,000円、県支出金3,322万7,000円、共同事業交付金421万4,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容としましては、保険給付費3,473万9,000円、共同事業拠出金3,978万円、予備費1,500万円を減額するものであります。

今回の補正の大きな要因であります。歳出面におきましては療養給付費が試算した見込み額ほど伸びなかったこと、また保険財政共同安定化事業拠出金の大幅な減額によるものであり、歳入面においては、滞納者に対する特別徴収などに対して交付される第2号調整交付金が大きく伸びたことによるものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 承認第2号について質疑をいたします。

一般会計繰入金なんですけど、補正前の額が2億2,349万1,000円に対して今回7,500万円の補正ということなわけです。ご承知のように、矢吹町の国民健康保険の税金は県内でもトップクラスということで再三言ってきたわけですが、今回そういった点で、町もいかにして町民の負担を軽減するかということで一般会計からも繰り入れをして負担の増額を抑えるということで、このことについては町民の皆さんからも評価されると思います。これまで県内でトップクラスとなってきたわけですが、20年度は、そうしますと県内で何番目くらい高い国保税の町になっているのか、その点が一つと、もう一つは、今、ご承知のように大変な不況の中で町民の皆さんも仕事を失っている方もたくさんいるわけでありまして。そういった方々に対して、21年度、こういった方々はこれまで20年度の所得が国保税の基準になってまいりますので、21年度は相当高い国保税を納めなければならないということになってきますと、所得がないところに高い国保税では払い切れないということになってまいります。いわゆるそういった方々に対する対策をとらなければならないと思いますが、そういった対策はとられるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員の質問に答えさせていただきます。

国保会計が大変県内でも高くなっていると、この点については私も大変憂慮しております。幸いに、平成20年度の決算においては、国保税については当初予定した一般会計からの繰り入れ7,400万円程度の金額を考えていたわけですが、先ほども説明したように、療養給付費並びにさまざまな形での戻し金があって、その繰り入れを減額補正するというようなことで、私も一安心だということで考えております。平成20年度の国保の税率については、県内でトップクラスというふうに聞いているけれども何番目だと、この件の第1点目の質問については、後ほど担当課長のほうから説明をさせます。

なお、不況で仕事がないと。平成21年度の国保税、高くなったのでは納められないであろうということですが、これについては議員も認識しているとおおり、まちづくり懇談会の中でも説明した当初は、やはり町のほうから7,000万円相当の一般会計からの繰り入れをしながら、さらには国保の税率も若干の値上げについてもやむを得ないのではないかとということと、その値上げ幅についても4.2%ぐらいを想定して住民のほうに説明を申し上げてきたところですが、今議員おただしのおおり、住民の負担をできるだけ最小限にとどめたいと、そういう思いで、平成20年度の会計の帯の締めりぐあい、さらには伸びの算定についても十分に精査した結果、7,000万円繰り入れることについては当初の予定どおり繰り入れをして、さらに4.2%の伸びについては約1.7%減の2.5%くらいに抑えられそうだとということで、この後皆様のほうに理解をしていただきながら議案として出す考えでおりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

税務課長、小林伸幸君。

〔税務課長 小林伸幸君登壇〕

○税務課長（小林伸幸君） 6番、棚木議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

国保税については、今、税現額が816万1,000円であります。

それで、国保税について何番目かということですが、税の改正等をまだしておりませんので、まあ決算時期になるかとは思いますが、そのような時期に、今のほかの町村等の動向も全然わかりませんので、何番目ということは今言えるような状態ではありません。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 6番、棚木議員。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 再質疑をいたします。

ただいま町長から、一般会計からの繰り入れについては当初予算で見込んでおったわけですが、医療費が思ったよりかからなかったということで繰り入れをしなくても済んだということでもあります。そういう点で、繰り入れをしなくて済んだということは大変いいことだと思うんです。しかし、これまでの対応ですと、やはり当初予算で医療費を高く見積もって予算を算定するということですので、当然余ようになってきているんですね、今までも。ですから、今回もそういった点では、繰り入れをしなくて済んだということであるわけですが、まあ済んだのならば当然その分を、やはり国保税引き下げの財源に使う、あるいは今仕事がなくなって失業している方々へ特別の、国保税の負担の軽減を図る、そういったことが私は求められているのではないかなと思うんですが、そういった対応をぜひしていただきたいというふうに思いますので、再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

繰り入れしないことについてはご評価をいただきましてありがとうございました。ただ、平成21年も含めて、国保税の算定についてはその時々々の状況、特に療養費、給付費の伸びというものが非常に算定の中では難しい判断材料になってきております。これは、直近の数字だけを見ても、その数字については当てはまる場合がございます。例えば、平成18年度から平成19年度には13%伸びたと。その次の年は5%くらいしか伸びないと。そして今回のように1%も伸びないと。そうなれば直近のというわけにはいきませんし、傾向をつかむためにはどうしても過去3カ年とか5カ年の平均値をとりながら、矢吹町の療養給付費、そちらのほうの算定をしなければいけないと。ですから、議員が言うように、当然余るように高く見積もってということもございません。そういうのではなくて、十分に精査をしながら保険税率については算定をさせていただいております。ただ、最後の議員のおただしのように、国保税の値上げについては最大の注意を払って、なおかつ住民に負担をかけるような形でやっていきたいというふうに思っておりますが、一般財源の繰り入れについても、予算については700にも余る事業について予算を計上しておりますので、これだけに特化して財源を組むということになれば、ほかの事業を相当廃止または先送りしなければ、そういった予算も計上できないことは議員も百も承知

のことだというふうに思っておりますので、そういった点についてもご理解をいただきたいと思います。ただ、そういう考え方に基づいて予算を編成していきたいということで頑張っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第3号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,762万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億1,326万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、分担金及び負担金190万円を増額し、町債1,720万円を減額するものであります。

歳出の主な内容につきましては、工事発注請け差の精算による事業費1,250万3,000円の減額であります。地方債の補正内容につきましては、事業費の減額に伴い、公共下水道事業債を1,720万円減額補正するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これで討論は終結いたします。

これより承認第3号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第4号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,864万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を112万9,000円とするものであります。

歳入の内容につきましては、一本木宅地分譲地2区画が未売却のため宅地分譲買戻地売払収入1,744万8,000円及び一般会計繰入金120万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容につきましては、一般管理費1,967万2,000円を減額し、予備費102万3,000円を増額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第2号）、専決第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第5号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,315万1,000円とするものであります。

歳入予算の内容としましては、国庫負担金539万6,000円、県負担金232万7,000円を減額し、雑入733万1,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容としましては、医療諸費100万円を減額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）、専決第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第6号を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,909万5,000円とするものであります。

歳入の内容につきましては、分担金16万円、使用料及び手数料89万1,000円を増額し、繰入金145万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、維持管理費40万円を減額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、専決第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第7号を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 平成20年度介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ64万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を8億2,305万2,000円とするものであります。

歳入予算としましては、保険料11万円、使用料1,000円、繰入金244万8,000円、諸収入1,000円、町債を1,000円減額し、国庫支出金を191万3,000円増額するものであります。

歳出予算の主なものとしましては、総務費133万円を減額し、保険給付費を68万2,000円増額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第5号）、専決第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第8号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,198万8,000円とするものであります。

歳入予算の内容としましては、後期高齢者医療保険料43万5,000円を増額し、繰入金15万4,000円を減額するものであります。歳出予算の内容としましては、総務費19万8,000円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金47万4,000円を増額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）、専決第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第9号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、矢吹町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

今回の主な改正内容についてであります。所得税の住宅ローン減税の延長及び拡大に伴い、個人住民税における住宅ローン特別控除が創設されました。具体的には、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について最高9万7,500円までを限度に住民税から控除するものであります。また、平成21年及び平成22年に、個人及び法人が取得した土地等に係る長期譲渡所得について1,000万円の特別控除制度が創設されました。特別控除される条件としましては、所有期間が5年を超える土地等が対象となります。

次に、個人住民税における上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の適用について、平成23年12月31日まで延長し、軽減税率については10%とするものであります。

次に、土地に係る固定資産税であります。現行の負担調整措置を平成23年度まで継続するものであり、この負担調整措置により急激な税負担の増加を緩和することができるものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例、専決第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第13、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第10号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案も、地方税法の改正に伴い、矢吹町国民健康保険税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものであります。保険税は、医療分、介護納付分、後期高齢者支援金分のそれぞれについて政令で規定されておりますが、今回の改正は、介護分の上限額を見直し、課税限度額に1万円を上乗せするものであります。

なお、基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額については、それぞれ47万円と12万円のまま据え置かれています。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第14、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第11号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。このことにより、矢吹町税特別措置条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

事業者が固定資産税の課税免除を受けるためには、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市町村基本計画期間内に、当該事業者が企業立地計画を策定し、県から承認を得なければならないこととなっております。この市町村基本計画の策定に当たっては国（主務大臣）の同意が必要であります。今回の改正につきましては、この同意日の適用期間を平成21年3月31日から平成23年3月31日に延長するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第15、これより専決処分の承認を求めることについて、承認第12号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第13号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,280万円を追加し、総額55億7,680万円とするものであります。歳入の内容は、繰入金2,280万円を増額するものであります。歳出の内容は、教育費が、耐震診断結果により緊急に補強工事が必要となったことにより2,280万円を増額するものであります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 8番、角田議員。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） お伺いをいたします。

今回の臨時議会にこれほどの専決処分、12ほどの専決処分、決して私は反対ではないんですが、今までにこんなことがあったか。間もなく開かれる6月の定例議会があるのにもかかわらず、予算の十分なチェックもできないままに本日この議場に入って、予算書を見せられたり決算書の承認を得ようということで、我々は反対ではないんですが、十分な審議もできないままに異議なしで皆さん通していると思うんですが、やはり6月の定例議会を目の前に、十分な審議をしてから承認をするというのが筋ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の臨時議会において、補正の案件がかなりあって、専決処分が12件もあると。これらについては十分な審議もないまま議決されるのについてはいかがなものかというようなおたがしでございますが、このことにつきましては、緊急を要するもの、そういったものも含めて、この時期に皆様のほうにご承認、そしてご理解をいただいた上でご承認をいただくというような設定しかできなかったということについて、十分ご理解をいただきたいと思っております。

今後につきましては、ご指摘のあったように十分な審議の時間がとれるよう配慮しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私からは以上であります。

○議長（柏村 栄君） そのほかはございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 専決第13号について質疑をいたします。

平成21年度の一般会計補正予算が歳入歳出それぞれ55億7,680万円になるわけですが、この中に、まずこの不況から町民の暮らしを守るということで当初予算が編成されていると思うのです。根本的な不況対策は町の能力を超えるわけでありますが、不況であえぐ町民の暮らしを少しでも助けるために町ができることは、私はたくさんあるのではないかと思います。1つには、町が使うお金は極力町内の業者に落ちるようにすること、2つ目には、不況で仕事を失った人に臨時的でも仕事を提供すること、そして3つ目には受注が減っている自営業者や会社を解雇された人たちにのしかかる重い税金、いわゆる国保税を軽減することなどであります。そういった点について町長はどのようにこの中に編成されたのか、またされていなかったとすれば、大至急に取り組んでいただきたいということも要望しておきます。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、要望でいいですか。

答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成21年の当初予算の中に、町民の暮らしを守るために対策についてどのように考えているのかと。特に、極力町内の業者に、仕事のない人に仕事を、さらには重い税金を課せられることのないような対応というような3点に特化したような形でご質問がございました。

もちろん、1点目の町内の業者にということで、仕事の内容に応じて地元の業者に使っていただくような形で配慮をしておりますし、また仕事のない人につきましては、平成20年度の臨時交付金の中で、国の助成を使って緊急的に雇用対策を講じました。また平成21年度の当初予算におきましても、そのような形で臨時職員の雇用の態勢、さらには21年度の補正におきましても国の政策としてそのような方針を打ち出されてきておりますので、そうした形で補正予算の交付金を使いながら、仕事のない人についての臨時雇用についても特段の配

慮をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

重い税金についてということで、また国保税の話になりましたが、先ほどの答弁の繰り返しというふうになりますが、十分に棚木議員のおただしのあったように配慮しながら国保税の算定についても注意してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点、要望並びに十分承りましたので、このような形で町民の暮らしを守るために配慮しながら町政に当たっていききたいと、そのように考えておりますので、何分のご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第12号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）、専決第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時57分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午前11時08分）

◎議案第37号～議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第16、これより議案第37号、第38号、第39号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議案第37号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本提案は、議会議員の期末手当の支給割合を暫定的に凍結する条例改正案であります。本年5月の人事院勧告では、4月に実施した特別調査の結果により、現在の経済情勢の悪化に伴う民間企業の夏季一時金の大幅なマイナスが見込まれることから、公民比較を行い、現状に見合うよう暫定的に平成21年6月期の支給月数の一部である0.2月分を凍結して支給するよう勧告を行っており、県の人事委員会でも同様の勧告を行ったところであります。

本提案は、現在の経済状況から、今回の人事院及び県人事委員会の勧告を踏まえ、暫定的に支給月数の一部を凍結することとし、支給月数を1.6月から1.4月に条例を改正する案であります。

次に、議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本提案は、矢吹町長等の期末手当の支給割合を暫定的に凍結する条例改正案であります。本提案は、議案第37号と同じく、現在の厳しい経済状況から、今回の人事院及び県人事委員会の勧告を踏まえ、平成21年6月期の支給月数の一部を暫定的に凍結することとし、支給月数を1.6月から1.4月に条例を改正する案であります。

次に、議案第39号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本提案は、教育長の期末手当の支給割合を暫定的に凍結する条例改正案であります。本提案は、議案第37号と同じく、現在の厳しい経済状況から今回の人事院及び県人事委員会の勧告を踏まえ、平成21年6月期の支給月数の一部を暫定的に凍結することとし、支給月数を1.6月から1.4月に条例を改正する案であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第17、これより議案第40号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を暫定的に凍結する条例改正案であります。本年5月の人事院勧告では、4月に実施した特別調査の結果により、現在の経済情勢の悪化に伴う民間企業の夏季一時金の大幅なマイナスが見込まれることから、公民比較を行い、現状に見合うよう暫定的に平成21年6月期の支給月数の一部である期末手当0.15月及び勤勉手当0.05月分凍結するよう勧告を行っており、県の人事委員会でも同様の勧告を行ったところであります。

人事院及び県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであること、また職員労働組合との団体交渉においても、現在の厳しい経済情勢を踏まえ、勧告内容を了承いただいたことから、本提案は、今回の人事院及び県人事委員会の勧告どおり支給月数を凍結することとし、支給月数については期末手当を1.4月から1.25月、勤勉手当を0.75月から0.7月にする条例改正案であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 反対とか、そういうことではないので、町長にお尋ねいたします。

37号、38号、39号については何らこれは異議することではありませんけれども、先ほど町長の答弁の中に労働組合の、この職員の皆さんのここまで提起するまでの途中の経過を、恐らく職員の皆さんだっているような反応が労働組合としてあったはずだと思いますので、それを、今後の意向について聞いておきたいと思いますので、ひとつお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

職員の今回の人事院勧告、県人事委員会の勧告に伴って、労働組合との話し合いの経過はどうだったのかということですが、これを決めるまで2回ほど交渉をさせていただきました。職員も、先ほど説明したとおり、現在の厳しい経済情勢を含めて、それを理解していただいて了承していただいたということでございます。特に争いとか、そういったことについてはございませんでした。

以上で答弁を終えさせていただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） この職員の給料問題なんですが、一般的に全国的なものということで労働組合のほうも了解をしたということでもありますけれども、昨年3月に、矢吹町はやっと人事院勧告で少し職員の皆さんに給料を上げた、あのときでさえも議員の皆さんからも反対があったりいろいろあったわけですから、そういった面で、職員の皆さんは、ここ矢吹町は財政再建3カ年計画の中でずっと涙をしのびながら、給料が下がったり手当が下がったりというようなことでいろいろあるわけでもありますけれども、そういった中できょう、我々の報酬や町長、そして教育長といろいろな面で職員の皆さん等ということで総額でどのくらい削減されるのか、そして先ほどの3月の当初予算で計画していた中から今回は下げるわけですので、その総額で幾らだったかという金額を町民の皆さんの、今大変容易でないというように、共産党の棚木さんではないが、今、矢吹町の皆さんが大変困っている中で、その残ったお金をやはり景気対策に使っていただきたいと思いますが、総額でどのくらいあるか、そしてその利用の考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

本当に厳しい状況が続いております。そうした中であって、矢吹町は財政再建3カ年計画を平成19年度より進めているわけですが、これらについては住民の皆様にもご理解をいただきながら、議員、職員の皆様にも一定の痛みとかご理解をいただきながら、そういう削減方向で現在進めているわけでございます。

私としても大変申しわけないなというような感覚でおりますが、ただ、平成21年度、今年度で最終年度ということで迎えますので、皆さんとともに最終的にはよく頑張ったと、よく耐えたというような形で財政再建3カ年計画の達成を見たいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、総額で今回の削減することによってどのくらいの額かということにつきましては、担当の総務課長から答弁させますし、また、それで出た余裕金についてのお金の使い道については、景気対策等々に使うべきであろうというような、そういうご提案もございました。これらについては、その金額の使い道については今後検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 8番、角田議員のご質問にお答えをいたします。

今回の人事委員会の凍結によりまして、削減見込み額は約1,000万というふうに見込んでおります。職員一人当たりいたしますと、職員の平均年齢43歳で約7万円というような状況でございます。

以上です。

失礼しました。町長と特別職が41万円程度です。議員さんが約90万円、合計で1,130万円程度というふうに見込んでおります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

14番、吉田 伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 先ほどの答弁に重ねて一応町長の見通しを聞いておきたいと思っております。

財政再建ということで3カ年やっております。その間、町民から議員の報酬並びに町長の報酬、まあ管理費といいますが、この議案に対して大分ご批判とか何かは出ていますし、かかるところはそこしかないからと言ったら語弊がありますけれども、そういうような非難、私はちょっと問題がこの非難についてはあると。やはり仕事をするからには、適正な給料、適正な報酬、それによって働く意欲がわいてくるので、いつかは、まあいつとは言いませんけれども、それに見合った報酬が出るべきだと私も思います。出すべきだと思います。ということは、私も言われるんですよ、議員っちゃいいなあ。1カ月に何やってるんだかわかんないけれども、きちんとした報酬をもらえるんだものと、こう言われますから、弁解の余地がないと。議員活動をやってる身とすれば、私はこうやっていますということは言っても、そのことは見ていらっしゃるわけではありませんので、努力は陰でするものと、こう思っているものですから、あえてこの見通しがついたら、町長として下げるばかりが能ではないのではないかと。これは私ごとで申しわけありませんけれども、私はいつも言うとおりの、牛を飼っております。私が牛にえさをくれないと、どこかに行って食ってくるんですよ。これは社会について、周りの人にも迷惑かけますし、それは飼っている意味がないんです。これは自己責任ですから、先ほど言ったとおり、37号、38号、39号は、これは管理者として当然のことだと私は思うから、先ほど言った

わけで、だけれども、この40号についてはどんな意見があったのかということを知ることができなかったわけでは、このことについて町長の考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

平成19年度から21年度、財政再建3カ年計画の中で、かなりの職員等々の報酬の引き下げがあつて、批判等もないわけではないというような考え、これが終わった暁にはどのようなことをするんだと。適正な報酬を出すべきだろうということについてでございますが、これらについては、予算等の健全化を含めて総合的に勘案をしながら、出せる状態になった場合にはそうしたことも検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほどの組合との経過等についてでございますが、先ほども説明したとおり、職員については全員というわけにはいかないでしょうけれども、組合の団体交渉においては人事院勧告の制度にのっとりた形で、職員はこのような形で勧告に従うというような、そういうことで今までも来ておりますので、そうしたことでその勧告に従ったというようなことで大きな騒ぎはなかったということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） ただいまの町長の答弁を聞いて、職員の皆さんも大変なときにこういうふうな問題を了承してくれたということは、我々議員としても、議決機関にいる議員としてもありがたいことで、やっぱり困難に立ち向かうときには、それぞれがやっぱり一致してやっていくのが、これが当然のことだと、私はそう、今聞いていて感じました。ただし、言ったからにはやはりみんなで、この財政再建とか今後いろいろな問題が出るでしょうから、意見はあれども、決議したからにはやっていただきたいとあえてお願いしたいと思います。そして、いい方向に進むようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご理解いただいた上での力強いご意見、本当にありがとうございます。今、吉田議員からございましたように、決めたからには一致団結して決議を遵守して最大の努力をすべきだと、そのようなつもりで残された財政再建3カ年計画期間の本年度、努力を結集してまいります。役職員という形での努力はもちろんでございますが、議員の皆様のご最大なるご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） このほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、議員控室において、直ちに全員協議会を開催いたしますので、集合していただきたいと思います。

これにて第349回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

どうもご協力ありがとうございました。

(午前11時30分)